

第9-1表 公害苦情件数の年度別推移

(単位：件)

年度	典型7公害								典型7 公害以 外の苦 情	合計	対前 年増 減比 (%)
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	小計			
11	1,147 (34.7)	357 (10.8)	7 (0.2)	491 (14.9)	76 (2.3)	1 (0.1)	459 (13.9)	2,538 (76.9)	764 (23.1)	3,302 (100.0)	△ 5.8
12	1,218 (33.8)	444 (12.3)	6 (0.2)	634 (17.6)	89 (2.5)	0 (0.0)	521 (14.5)	2,912 (80.8)	691 (19.2)	3,603 (100.0)	9.1
13	1,275 (33.8)	408 (10.8)	15 (0.4)	638 (16.9)	93 (2.5)	0 (0.0)	455 (12.1)	2,884 (76.5)	884 (23.5)	3,768 (100.0)	4.6
14	1,101 (30.0)	424 (11.5)	8 (0.2)	664 (18.1)	105 (2.9)	0 (0.0)	400 (10.9)	2,702 (73.5)	974 (26.5)	3,676 (100.0)	△ 2.4
15	1,043 (29.1)	402 (11.2)	8 (0.2)	605 (16.9)	71 (2.0)	0 (0.0)	407 (11.3)	2,536 (70.7)	1,052 (29.3)	3,588 (100.0)	△ 2.4
16	993 (29.4)	383 (11.3)	8 (0.2)	631 (18.7)	91 (2.7)	1 (0.1)	431 (12.8)	2,538 (75.2)	837 (24.8)	3,375 (100.0)	△ 5.9
17	1,131 (30.1)	449 (12.0)	5 (0.1)	620 (16.5)	90 (2.4)	0 (0.0)	509 (13.6)	2,804 (74.7)	949 (25.3)	3,753 (100.0)	11.2
18	995 (25.8)	456 (11.8)	11 (0.3)	594 (15.4)	99 (2.6)	0 (0.0)	499 (12.9)	2,654 (68.8)	1,202 (31.2)	3,856 (100.0)	2.7
19	896 (27.0)	378 (11.4)	5 (0.1)	525 (15.8)	62 (1.9)	0 (0.0)	544 (16.3)	2,410 (72.5)	914 (27.5)	3,324 (100.0)	△ 13.8
20	705 (24.2)	350 (12.0)	8 (0.3)	504 (17.3)	77 (2.6)	0 (0.0)	433 (14.9)	2,077 (71.3)	836 (28.7)	2,913 (100.0)	△ 12.4
21	573 (22.4)	411 (16.1)	9 (0.4)	464 (18.2)	34 (1.3)	0 (0.0)	342 (13.4)	1,833 (71.8)	720 (28.2)	2,553 (100.0)	△ 12.4

- (備考) 1 典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物の死骸の放置等である。
2 件数の下の()は、各年度における苦情の種類別の構成比(%)である。

第9-2表 市町別公害苦情件数(平成21年度)

(単位:件)

区 分	典 型 7 公 害							小 計	典型 7公害 以外の 苦情	合 計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒 音	振 動	地盤 沈下	悪 臭			
神戸市	136	123	2	94	7	0	67	429	2	431
姫路市	89	55	1	70	8	0	29	252	24	276
尼崎市	58	24	1	42	4	0	33	162	13	175
明石市	14	6	0	13	3	0	4	40	3	43
西宮市	17	11	0	35	6	0	13	82	1	83
洲本市	3	5	1	1	1	0	7	18	4	22
芦屋市	1	3	0	15	0	0	15	34	3	37
伊丹市	7	5	0	18	1	0	12	43	1	44
相生市	0	3	0	5	1	0	1	10	19	29
豊岡市	12	21	1	6	0	0	15	55	25	80
加古川市	61	19	0	35	1	0	38	154	75	229
たつの市	0	8	0	1	0	0	5	14	0	14
赤穂市	8	2	0	2	0	0	1	13	3	16
西脇市	27	1	0	13	0	0	0	41	57	98
宝塚市	40	10	0	43	0	0	16	109	7	116
三木市	2	5	0	4	0	0	6	17	124	141
高砂市	12	14	0	18	2	0	7	53	4	57
川西市	24	3	0	16	0	0	7	50	5	55
小野市	9	11	0	2	0	0	3	25	29	54
三田市	6	13	0	0	0	0	5	24	17	41
加西市	4	4	0	3	0	0	6	17	1	18
篠山市	1	12	1	0	0	0	3	17	25	42
養父市	1	4	0	1	0	0	1	7	9	16
丹波市	15	19	0	7	0	0	10	51	144	195
南あわじ市	3	6	0	1	0	0	2	12	1	13
朝来市	1	4	0	0	0	0	2	7	8	15
淡路市	1	0	0	0	0	0	2	3	2	5
宍粟市	1	4	0	1	0	0	5	11	9	20
加東市	0	2	0	0	0	0	4	6	0	6
市 計	553	397	7	446	34	0	319	1,756	615	2,371
町 計	20	14	2	18	0	0	23	77	105	182
県 計	573	411	9	464	34	0	342	1,833	720	2,553

(備考) 典型7公害以外の苦情は、不法投棄、害虫等の発生、動物死骸の放置等である。

第9-3表 発生源・種類別公害苦情件数(平成21年度)

(単位:件)

種類	産業 合計	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	事業所 以外	
		農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、宿泊業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)	公務(他に分類されないもの)	分類不能の産業		
典型7公害	大気汚染	573	9	1	0	1	182	54	1	0	5	12	0	0	6	4	0	2	31	0	19	246
	水質汚濁	411	12	1	1	0	38	35	3	0	14	7	0	3	4	4	1	5	16	8	9	250
	土壌汚染	9	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
	騒音	460	0	0	1	0	159	65	6	1	9	24	1	2	39	5	4	3	31	0	10	100
	低周波	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	振動	34	0	0	0	0	20	2	0	0	4	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0	4
	地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	悪臭	342	13	0	0	0	12	86	2	0	2	4	0	1	17	1	0	1	21	4	9	169
	計	1,833	34	2	2	1	413	244	12	1	34	48	1	6	67	15	5	12	101	12	48	775
典型7公害以外	廃棄物投棄	299	1	0	0	0	24	10	0	0	1	2	0	0	1	1	0	1	3	1	0	254
	その他	421	0	0	0	0	23	14	1	1	5	5	0	2	1	4	0	0	16	0	9	340
	計	720	1	0	0	0	47	24	1	1	6	7	0	2	2	5	0	1	19	1	9	594
合計	2,553	35	2	2	1	460	268	13	2	40	55	1	8	69	20	5	13	120	13	57	1,369	

第9-4表 公害健康被害認定患者数の状況

(平成22年3月31日現在)

(1) 異動状況

(神戸市臨海地域)

(単位：人)

年度	認患者 数	定数計	転入	資格喪失者					実患者数	
				転出	死亡	辞退	期間満了	非更新		計
6	3,367		29	30	619	84	916	85	1,734	1,662
7	3,367		31	35	650	85	942	85	1,797	1,601
8	3,367		35	40	682	86	999	85	1,892	1,510
9	3,367		36	43	720	86	1,042	85	1,976	1,427
10	3,367		37	44	740	86	1,059	85	2,014	1,390
11	3,367		37	46	772	86	1,084	85	2,073	1,331
12	3,367		38	46	800	86	1,115	85	2,132	1,273
13	3,367		38	46	821	86	1,117	85	2,155	1,250
14	3,367		40	46	855	91	1,123	85	2,200	1,207
15	3,367		41	47	873	93	1,124	855	2,222	1,186
16	3,367		43	48	901	95	1,131	90	2,265	1,145
17	3,367		44	48	926	101	1,146	95	2,316	1,095
18	3,367		46	49	947	101	1,186	106	2,389	1,024
19	3,367		47	51	975	102	1,208	119	2,455	959
20	3,367		47	52	993	103	1,226	124	2,498	916
21	3,367		49	53	1,027	103	1,240	130	2,553	863

(尼崎市東部・南部地域)

(単位：人)

年度	認患者 数	定数計	転入	資格喪失者					実患者数	
				転出	死亡	辞退	期間満了	非更新		計
6	11,208		145	245	2,567	404	3,160	860	7,236	4,117
7	11,208		154	260	2,667	408	3,228	860	7,423	3,939
8	11,208		164	269	2,777	413	3,312	860	7,631	3,741
9	11,208		171	277	2,868	414	3,376	860	7,795	3,584
10	11,208		175	283	2,982	416	3,414	860	7,955	3,428
11	11,208		179	288	3,088	416	3,476	860	8,128	3,259
12	11,208		184	300	3,174	417	3,522	860	8,273	3,119
13	11,208		188	305	3,241	418	3,556	861	8,381	3,015
14	11,208		193	314	3,319	419	3,612	861	8,525	2,876
15	11,208		198	322	3,385	423	3,641	860	8,631	2,775
16	11,208		207	329	3,469	424	3,659	860	8,741	2,674
17	11,208		210	335	3,538	427	3,688	860	8,848	2,570
18	11,208		210	337	3,621	434	3,710	860	8,962	2,456
19	11,208		212	344	3,700	441	3,718	860	9,063	2,357
20	11,208		216	346	3,758	444	3,718	860	9,126	2,298
21	11,208		218	348	3,822	447	3,728	860	9,205	2,221

(2) 年齢別内訳

(単位：人)

地域	年齢別	0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～	計
神戸市臨海地域		0	0	0	0	167	227	77	49	343	863
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(19.4)	(26.3)	(8.9)	(5.7)	(39.7)	(100.0)
尼崎市東部・南部地域		0	0	0	0	246	535	272	129	1,039	2,221
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(11.1)	(24.1)	(12.2)	(5.8)	(46.8)	(100.0)
計		0	0	0	0	413	762	349	178	1,382	3,084
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(13.4)	(24.7)	(11.3)	(5.8)	(44.8)	(100.0)

[備考] () は構成比 (%) を示す。

(3) 疾病別内訳

(単位：人)

地域	疾病別	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ	計
神戸市臨海地域		72	776	5	10	863
		(8.3)	(89.9)	(0.6)	(1.2)	(100.0)
尼崎市東部・南部地域		302	1,909	0	10	2,221
		(13.6)	(86.0)	(0.0)	(0.5)	(100.0)
計		374	2,685	5	20	3,084
		(12.1)	(87.1)	(0.2)	(0.6)	(100.0)

[備考] () は構成比 (%) を示す。

第9-5表 環境保全協定の締結状況

(平成22年9月末現在)

協定名・協定地域	最終改定年月日	事業所数	対象事業所
関西電力(株) 相生発電所	平成20年12月25日	1	大規模発生源
関西電力(株) 赤穂発電所	平成20年12月25日	1	〃
(株)神戸製鋼所 加古川製鉄所 関西熱化学(株) 加古川工場	平成19年9月26日	2	〃
明石市域	平成19年8月20日	8	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
伊丹市域	平成19年12月28日	10	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
加古川市域	平成19年9月26日	9	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
赤穂市域	平成20年3月25日	13	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
高砂市域	平成19年8月20日	16	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
播磨町域	平成19年9月26日	5	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
加古川・播磨	平成19年9月26日	2	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
明石・播磨	平成19年9月26日	2	排出ガス量 10,000Nm ³ /時 排水量 1,000m ³ /日
生野鉱山・明延鉱山	昭和48年3月15日	2	
合 計	—	71	—

第9-6表 平成22年度地域環境保全資金融資制度の概要(平成22年4月1日現在)

資金名		環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金		最新規制適合車等購入資金	
区分		県内に工場等を有する中小企業者等			
融資対象者	① 次表に該当する法人又は個人	業 種	資 本 金	従 業 員 数	
	ア 小売業		5千万円以下	50人以下	
	イ サービス業(オ及びキを除く)		5千万円以下	100人以下	
	ウ 卸売業		1億円以下	100人以下	
	エ 鉱業、製造業、運輸業等(カを除く)		3億円以下	300人以下	
	オ ソフトウェア業、情報処理サービス業		3億円以下	300人以下	
	カ ゴム製品製造業※		3億円以下	900人以下	
	キ 旅館業		5千万円以下	200人以下	
		※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く			
		② 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、協同組合連合会及び協業組合			
		③ 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人			
資金使途	① 公害防止	1 貨物自動車、バス、特殊自動車		① 車両総重量1.7トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車	
	・公害を防止するための設備を設置する資金	② 車両総重量1.7トン超2.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車		② 車両総重量1.7トン超2.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車	
	・産業廃棄物を処理するための設備を設置する資金	③ 車両総重量2.5トン超の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車		③ 車両総重量2.5トン超の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車	
	・現在地での公害防止が困難な場合に行う工場等の移転に要する資金	④ 車両総重量3.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車		④ 車両総重量3.5トン以下の平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車	
	・廃自動車等解体施設において、廃棄物等の流出・飛散・地下浸透を防ぐ設備を設置する資金	⑤ 車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガスに適合するディーゼル車		⑤ 車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガスに適合するディーゼル車	
	・既存設備の補修に要する資金	⑥ 車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車		⑥ 車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車	
	② 環境保全	2 乗用車		① 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車	
	・オゾン層保護法で規制された特定物質使用設備の代替及び回収・破壊設備を設置する資金	① 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車		② 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車	
	・石油に替えて天然ガスを燃料とする燃焼設備を設置する資金	② 平成17年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車		③ 低公害車	
	・再生資源の利用又は資源の再利用促進に必要な設備を設置する資金	① 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車			
③ グリーンエネルギー					
・省エネルギー施設及び設備の設置等に要する資金					
・太陽光発電等新エネルギー施設及び設備の設置に要する資金					
④ 緑化					
・工場等の敷地内において「環境の保全と創造に関する条例」に基づき行う樹木の植栽に要する資金					
融資条件	融資額	1企業・組合 5,000万円以内			
	融資利率	年1.9%			
	貸付期間	7年以内(1年以内据置可)			
	信用保証	原則として必要			
申込	先	取扱金融機関			
取扱金融機関	取 扱 金 融 機 関	〔銀行〕 三井住友、但馬、東京三菱UFJ、みずほ、りそな、 池田、みなと、山陰合同、南都 〔信用組合〕 兵庫県、淡路、兵庫県医歯、富士、兵庫ひまわり 〔商工中金〕 神戸、姫路、尼崎の各支店 〔農業協同組合〕 兵庫信連、みのり、兵庫南、たじま、あわじ島、相生市			
	信用金庫	神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但馬、十三			
融資目標額	9億円	15億円			
利子補給	① 小規模企業(従業員20人以下) 支払利子の50%	① 小規模企業(従業員20人以下) 支払利子の60%			
	② 中小企業等(上記以外) 支払利子の25% (ただし工場等の移転の一部及び緑化に要する資金を除く) 期間 7年以内	② 中小企業等(上記以外) 支払利子の30% 期間 5年以内			

資金名		最新規制適合車等代替促進特別資金	
区分		県内に工場等を有する中小企業者等	
融資対象者	① 次表に該当する法人又は個人	業 種	資 本 金
	ア 小売業		5千万円以下
	イ サービス業(エ及びキを除く)		5千万円以下
	ウ 卸売業		1億円以下
	エ 鉱業、製造業、運輸業等(カを除く)		3億円以下
	オ ソフトウェア業、情報処理サービス業		3億円以下
	カ ゴム製品製造業※		3億円以下
	キ 旅館業		5千万円以下
		※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く	
		② 中小企業団体の組織に関する法律に定める事業協同組合、協同組合連合会及び協業組合	
		③ 常時使用する従業員が300人以下の医業を主たる事業とする法人	
資金使途	① 車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車	① 車両総重量3.5トン超12トン以下の平成10年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車	
	② 車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車	② 車両総重量12トン超の平成11年規制以降の排出ガス規制に適合するディーゼル車	
	③ 車両総重量3.5トン超の平成13年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車	③ 車両総重量3.5トン超の平成13年規制以降の排出ガス規制に適合するガソリン車及びLPG車	
融資条件	融資額	1台毎の限度額×台数(ただし、融資機関及び信用保証協会の定める限度額の範囲内)	
		※ 一台毎の限度額	
		車両総重量区分	本体(シャーシ) 架装
		20t超~25t以下	1,000万円 700万円
	20t以下	800万円 600万円	
	融資利率	年1.8%	
	貸付期間	10年以内(2年以内据置可)	
	信用保証	原則として必要	
申込	先	取扱金融機関	
取扱金融機関	取 扱 金 融 機 関	〔銀行〕 三井住友、但馬、東京三菱UFJ、みずほ、りそな、 池田、みなと、山陰合同、南都 〔信用組合〕 兵庫県、淡路、兵庫県医歯、富士、兵庫ひまわり 〔商工中金〕 神戸、姫路、尼崎の各支店 〔農業協同組合〕 兵庫信連、みのり、兵庫南、たじま、あわじ島、相生市	
	信用金庫	神戸、姫路、播州、兵庫、尼崎、日新、淡路、但馬、西兵庫、中兵庫、但馬、十三	
融資目標額	24億円		
利子補給	① 小規模企業(従業員20人以下) 支払利子の60%	① 小規模企業(従業員20人以下) 支払利子の60%	
	② 中小企業等(上記以外) 支払利子の40% 期間 10年以内	② 中小企業等(上記以外) 支払利子の40% 期間 10年以内	